

地域包括支援センターだより

暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについてさまざまな相談や要望に応える『よろず相談窓口』です。

暮らしのコンシェルジュに多く寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は、『お金の貸し借り』について取り上げてみたいと思います。

- 相談内容…知人にお金を貸しているが返済してくれない。お金を借りた覚えはないという。借用書はないが返してもらえますか。
- 対応策…今回は貸し主が知っておくべきことを説明します。

(1) 契約書や借用書がなくても、借り主が「返す」ことを約束し、貸し主はお金を渡せば、金銭の貸借契約は成立します。

(2) 裁判で、借り主が「借りていない」ことを主張した場合でも、貸したことの証拠があればよいです。

①お金を渡した際に立ち会った人物の証言や、借り主がお金を受け取った際に書いた領収書、銀行振込の控えなどでも証拠になります。

②ただし、口約束の場合には裁判での立証が困難です。たとえ、メモ程度のものでも後で証拠になるものを残しておきましょう。

※メモ程度のもの…金額、返済時期、日付、署名などを入れたもの。借り主から一筆もらう。

(3) 貸金には時効があります。時効を過ぎると、返済の義務が消滅します。

①債権の消滅時効は、民事10年、商行為5年

※商行為とは物品の売買や交換などです。

②時効が中断となる場合

- ・貸し主がお金を返すよう請求したとき
- ・差し押さえ、仮差し押さえまたは仮処分がなされたとき
- ・借り主が借りていると認めたとき

参考文献：高齢者相談の手引き（発行：鹿児島県社会福祉協議会）

消費生活に関する相談先：鹿児島県消費生活センター ☎099-224-0999

大崎町地域包括支援センター ☎099-471-7828

大崎町役場 企画調整課 ☎099-476-1111

地域包括支援センターは介護相談、介護保険サービス以外に今回紹介したような権利擁護に関する相談支援も行っています。



【お問い合わせ先】 大崎町地域包括支援センター ☎099-471-7828 FAX099-471-7928 役場保健福祉課6番窓口
大崎町役場 保健福祉課 介護福祉係 ☎099-476-1111